

利用規程

宅配(はん・個人宅配・なかよし個配)などのご利用に関する諸規程になります。
ご利用前に必ずご確認ください。なお、ご不明な点がございましたら、経理部まで
お問い合わせください。

お問い合わせ

生協共立社経理部 (9:00~18:00)

☎0235-22-5120

◆この規程は、2007年7月21日より適用とします。 ◆2008年8月6日修正 ◆2011年12月21日修正

項目		利用規程
1	利用限度額 宅配・サービス事業利用	利用期間に応じて、月度の利用限度額を定めます。 ・利用開始～1ヶ月まで: 月度10万円 ・2ヶ月～6ヶ月まで : 月度20万円(分割残含む) ・7ヶ月～12ヶ月まで : 月度30万円(分割残含む) ※口座振替不能1回で、再利用時の利用限度額を月度20万円とします。
2	割賦規程	
	①均等分割払い	分割回数: 最長10回 分割金利: 2回までなし。 3回以上⇒0.005×分割回数×利用金額(税抜) 実質年率: 11.2%～12% 支払い日: 毎月5日
	②ボーナス1回払い	分割金利: なし 支払い日: 12月21日～7月20日利用分⇒8月5日 7月21日～12月20日利用分⇒1月5日
	③ボーナス2回払い	分割金利: 0.03×利用金額(税抜) 実質年率: 8.8%～11.5% 支払い日: 8月5日・1月5日
	④利用条件	分割払いのご利用は、1万円以上の商品に限ります。 1回の支払い金額は、最低3,000円です。 ※「Week」に掲載の商品は分割払いできません。
3	利用停止規程 ※残高不足による 口座振替不能の場合	
	宅配・配達灯油利用	5日時点で口座振替不能、且つ当月19日までにご入金いただけなかった場合、20日より利用停止となります。 ※4ヶ月連続で入金を確認できない場合、債権回収会社又は法律事務所へ集金業務を委託する場合があります。
	共済利用	4ヶ月連続で未払いになった時点で契約失効となります。
4	利用停止解除の条件	
	宅配利用	入金確認後、翌週から利用可能となります。 ※但し、停止条件により「誓約書」の提出が必要になります。
	注文書・カタログの配布	利用停止解除後、注文書とカタログの自動発行には、2～3週間かかります。それまでの間は仮の注文書とカタログをお届けしますので、ご希望の場合はコールセンターまでご連絡ください。 ※仮の注文書でも問題なくご注文していただけます。 また、お電話・@あつとコープでもご注文可能です。
5	その他	
	①利用高割戻し	・利用高割戻し対象の業態 ①宅配 ②くらしのセンター(生協店舗) ③配達灯油 ④移動店舗「せいきょう便」 ・利用高割戻し対象外の業態 ①ガソリン ②葬祭 ③提携サービス事業
	②口座振替停止規程	5日に口座振替不能で、且つ当月19日までにご入金いただけなかった場合は、翌月5日に再び口座振替をさせていただきます。 その際も口座振替不能で、且つ当月19日までにご入金いただけなかった場合は、以降、口座振替は行いません。入金確認後、口座振替を再開いたします。 ※但し、停止条件により「誓約書」の提出が必要になります。
	③口座振替不能になった場合の支払い方法 ※再請求事務手数料365円(税込)がかかります。	口座振替不能になった場合には、再請求事務手数料が加算された金額の振込用紙がお手元に届きますので、以下のいずれかの方法でお支払いください。 ①コンビニエンスストアにて19日中までに振込み入金 ②くらしのセンター(生協店舗) サービスカウンターにて19日午後6時までに入金 ③配達支部にて19日までに入金(土日休み) ※配達時に生協職員が現金をお預かりすることはできませんので、ご了承ください。